香川県条例第29号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改 正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例(平成27年香川 県条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

(個人番号の利用等)

第4条 略

別表第1(第4条関係)

執行機関		事務
1	略	
2	知事	外国人に対する生活保護法(昭和25年法律第144号) の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給 付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要 する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であっ て、規則で定めるもの
20	D 2 ~ 8	略

備考 略

(個人番号の利用等)

第4条 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、別表第1の左欄に 掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務とする。

2 略

別表第1(第4条関係)

- +> 1 -	- 1014 - 1014 - 1140 4011			
執行機関		事務		
1	略			
2	知事	外国人に対する生活保護法(昭和25年法律第144号) の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給 付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費 用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって、規 則で定めるもの		
2	Ø 2 ∼ 8	略		
1-11-	+1: -1/ m/s			

備考 略

附則

この条例は、公布の日から施行する。